

「船橋市市民協働の指針」改定素案に対する 意見募集(パブリック・コメント)について

1. 政策案等の名称

「船橋市市民協働の指針」改定素案

2. 意見募集の期間

令和 7 年 10 月 27 日(月)から令和 7 年 11月30日(日)まで(必着)

3. 意見募集の趣旨

市民協働に係る施策を推進する目的で、「船橋市市民協働の指針」の改定素案を作成しましたので、皆様からのご意見を募集いたします。

4. 資料の閲覧方法

資料は、市民協働課(船橋市役所4階)、行政資料室(船橋市役所11階)、船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階)、市民活動サポートセンター(フェイスビル5階)、男女共同参画センター(フェイスビル5階)、各公民館、各出張所・連絡所、各図書館等の公共施設の他、船橋市社会福祉協議会および各地区社会福祉協議会に配架しています。加えて、市ホームページでも閲覧することができます。

5. 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤または通学されている方
- ・この素案に関し利害関係を有する方(市内で事業を営む方など)

6. 意見の提出方法

(1) オンライン申請システムにより、以下の手順でご提出ください。

- ① 以下の URL または右のスマートフォン用コードから、
「船橋市スマート申請」へアクセス

URL:<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure/4591451335462438585>

- ② 「アカウント登録せずにメールで申請」をクリック

※既にアカウント登録を行っている方は、先にログインすることで登録済みの郵便番号、住所、電話番号を初期表示させることが可能です。



- ③ 利用規約等をご確認の上、「申請に進む」をクリック
 - ④ 各設問に回答を入力し、「次へ進む」をクリック
 - ⑤ 入力内容を確認し、「この内容で申請する」をクリックすることで提出完了
※申込完了通知は届きませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 以下の5点を御記入の上、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより、「8. 提出・問い合わせ先」までご提出ください。
- ① 住所
 - ② 氏名(法人その他団体にあつては、名称及び代表者氏名)
 - ③ 電話番号
 - ④ 市外の方は「市内に通勤・通学している」、「この改定素案に関し利害関係を有する(市内で事業を営む方など)」どちらか当てはまる方を御記入ください。
 - ⑤ 改定素案に対する御意見
※様式は問いませんが、「意見提出様式」を御利用いただくこともできます。
- (3) 注意事項
- ・御記入いただいた個人情報(住所・氏名・電話番号)は、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、意見募集の目的以外には使用しません。また、意見募集結果の公表の際には、御意見の内容以外(住所・氏名・電話番号等)は公表いたしません。
 - ・匿名や電話での受付はしておりませんので、御了承ください。

7. 留意事項

- ・提出いただいた御意見の概要は、内容ごとに整理・分類した上で、御意見に対する市の考え方とともに後日市ホームページに掲載いたします。
- ・この手続きは、賛否を問うものではありません。
- ・個々の御意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

8. 提出・問い合わせ先

市民生活部 市民協働課 市民協働係 矢田・小山
〒273-8501 船橋市 市民協働課 (※郵送の場合、住所の記入は不要です)
TEL :047-436-3201
FAX :047-436-3063
E-MAIL:shiminkyodo@city.funabashi.lg.jp